

広報つくばみらいについて

【ご意見要旨】

1月号の広報が、なかなかポストに入らず、12月末より毎日首を長くして待つておりました。

1月に入り5日には、市役所にTELしました。また、5日の日にやはり”広報が届かない”と話されていた方が、みらい平支所に置いてあり、私の分も受け取ってこられました。広報の発行日は22.1.1になっておりました。

業者の都合で一週間遅れて良いのでしょうか？新年の為に編集、私達には税金の申告についての重大な”お知らせ”が気になりました。来年度はどうなるのでしょうか？業者が今年と同じような配布になるなら”支所で受け取れます”とお知らせいただきたいと思いました。いかがお考えでしょうか？

【回答要旨】

広報紙につきましては、各号の発行日を毎月1日に設定しております。

また、配布期間につきましては、1月号は1月5日から1月8日まで、2月号から12月号は、発行日の前月の25日から28日までとしており、悪天候等で配布に支障がない限り、配布開始日から原則4日間で市内全世界帯に配布しております。

これまで、1月号につきましては、年明けに配布した方が相応しい記事（新年のご挨拶など）の掲載や紙面の編集をしていたことなどから、このような配布期間とさせて頂いておりましたので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後も、広報紙の発行日及び配布期間については、今年度同様とする予定ではございますが、いただいたご意見にもあるように、広報紙を受け取ることができる市内施設の周知や、1月号については、1月5日からの配布開始となる旨を、12月号に掲載いたします。

なお、ポスティングに際して、何かお気づきの点がございましたら、担当課である秘書広報課にご連絡ください。

(令和4年 1月回答)